

国の基本指針に基づく成果目標と実績（確定版）

第6期障害福祉計画

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

1 施設入所者の地域生活への移行

	区の目標値	実績値
令和元（2019）年度末施設入所者のうち令和5（2023）年度末時点で地域移行した方の人数	21人	14人

目標値の根拠

令和元（2019）年度末施設入所者数（335人）の6%以上が令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行する

2 施設入所者数の削減

	区の目標値	実績値
令和5（2023）年度末施設入所者数	329人	321人

目標値の根拠

令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数（335人）から1.6%以上削減する

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

区の目標値	実績値
国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度末までに、地域生活支援拠点を整備する。その機能の充実のため、葛飾区障害者施策推進協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上行う。	令和4（2022）年4月に拠点機能事業所の認定をし、地域生活支援拠点の面的整備を行った。 その機能の充実のため、地域生活支援部会で運営状況の報告・評価を行い、葛飾区障害者施策推進協議会に報告し、運用状況の検証及び検討を行った。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

1 福祉施設から一般就労への移行者数

	区の目標値	実績値
福祉施設からの一般就労移行者数	61 人	73 人
就労移行支援事業	47 人	62 人
就労継続支援 A 型事業	4 人	5 人
就労継続支援 B 型事業	10 人	6 人
<p>目標値の根拠</p> <p>令和 5（2023）年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者の目標値を令和元（2019）年度の一般就労への移行実績（47 人）の 1.27 倍以上とする</p> <p>令和 5（2023）年度中に就労移行支援事業・就労継続支援 A 型事業・就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者の目標値を定める。</p> <p>就労移行支援事業の令和元（2019）年度の実績（36 人）の 1.30 倍以上</p> <p>就労継続支援 A 型事業の令和元（2019）年度の実績（3 人）の 1.26 倍以上</p> <p>就労継続支援 B 型事業の令和元（2019）年度の実績（8 人）の 1.23 倍以上</p>		

2 就労定着支援事業の利用率

	区の目標値	実績値
令和 5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合	7 割	5 割 (52.1%)

3 就労定着支援事業の就労定着率

	区の目標値	実績値
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合	7 割	5 割

(4) 相談支援体制の充実・強化等

区の目標値	実績値
総合的・専門的な相談支援の実施のため、令和 5（2023）年度末までの基幹相談支援センターの設置に向け検討を進める。また、相談支援事業者の人材育成支援や相談機関との連携強化を図るため、相談支援事業者が委員として在籍する相談支援部会や相談支援専門員研修会を年間複数回開催する。	令和 5（2023）年 4 月から障害福祉課に基幹相談支援センターを設置している。また、相談支援事業者の人材育成支援や相談機関との連携強化を図るため、令和 5 年度は相談支援部会を 2 回、相談支援専門員研修会を 7 回開催した。

第2期障害児福祉計画

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

	区の目標値	実績値
児童発達支援センターの設置数	3箇所	3箇所
令和5(2023)年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を5箇所以上	8箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	葛飾区障害者施策推進協議会の委員構成を見直し、医療的ケア児(者)にかかる協議の場として位置付け
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置